

電気供給取次約款（高圧）

【内税方式】

令和3年2月17日実施

令和7年10月31日改訂

石見ケーブルビジョン株式会社

目次

第1条	適用	1
第2条	電気供給取次約款および料金の変更	1
第3条	用語の定義	1
第4条	単位および端数処理	4
第5条	需給契約の成立および契約期間	4
第6条	計量に関する取扱い	4
(1)	計量方法、計量主体	4
(2)	計量不能の措置	4
第7条	燃料費等調整	5
(1)	燃料費等調整額の算定	5
(2)	燃料費調整額の算定	5
(3)	市場価格調整額の算定	6
(4)	離島ユニバーサルサービス調整額の算定	7
(5)	適用期間	7
(6)	燃料費等調整単価の通知	8
第8条	常時供給電力	8
(1)	契約電力	8
(2)	料金	9
第9条	予備電力	10
(1)	契約電力	10
(2)	料金	10
第10条	自家発補給電力	10
(1)	契約電力	10
(2)	料金	11
(3)	定期検査・定期補修の取扱い	11
(4)	自家発補給電力の使用	11
(5)	自家発補給電力の最大需要電力	12
(6)	自家発補給電力の使用電力量	12
(7)	その他	13
第11条	契約超過金	13
(1)	常時供給電力および自家発補給電力	13
(2)	予備電力	13
第12条	電気料金の算定および支払条件	14
(1)	電気料金	14
(2)	電気料金の算定期間	14

(3) 日割計算.....	14
(4) 支払方法.....	14
(5) 請求書の送付.....	15
(6) 支払期日.....	15
(7) 支払い遅延の際の措置.....	15
(8) 支払過誤の場合の措置.....	15
(9) 異議申立ての期間と対処方法.....	15
第13条 保証金.....	16
(1) 保証金の設定.....	16
(2) 保証金の預かり期間.....	16
(3) 支払額への充当.....	16
(4) 保証金の返還.....	16
第14条 需給契約者の協力.....	16
(1) 力率の保持.....	16
(2) 立ち入り業務への協力.....	16
(3) 電気の使用に伴う需給契約者の協力.....	17
(4) 施設場所の提供.....	17
(5) 保安等に対する需給契約者の協力.....	17
(6) 需要情報の通知.....	18
第15条 供給の停止.....	18
第16条 給電指令の際の措置.....	19
第17条 契約の変更または解約.....	19
(1) 契約電力の変更.....	20
(2) 契約の解約.....	20
(3) 料金単価の変更.....	21
第18条 工事費等の負担.....	22
(1) 供給開始に伴う工事費等負担.....	22
(2) 契約変更に伴う工事費等負担.....	22
(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担.....	22
(4) 契約変更を解約または更に変更する場合の工事費等負担.....	22
(5) その他の工事費等負担.....	22
(6) 工事費等の費用負担の申し受け.....	22
第19条 損害賠償.....	22
(1) 損害賠償.....	22
(2) 損害賠償の免責.....	23
(3) 設備の賠償責任.....	23

第20条	不可抗力	23
(1)	不可抗力による免責	23
(2)	不可抗力による解約	24
第21条	契約不履行	24
第22条	契約解除	24
第23条	管轄裁判所	24
第24条	連絡体制	24
第25条	守秘義務	24
第26条	契約終了後の取扱い	25
第27条	暴力団排除に関する条項	25
附則		26
別表1		28
別表2		29

第1条 適用

- (1) 当社が、本小売電気事業者である神楽電力株式会社（小売電気事業者登録番号A0729以下「神楽電力」）が行う電力売買契約の取次を行うにあたり神楽電力が中国電力ネットワーク株式会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、原則としてこの電気供給取次約款（高圧）（以下「この約款」）によります。以下、電力売買契約と電気供給取次約款とを併せて「本契約」といいます。
- (2) 本約款は、次の地域に適用いたします。 島根県（隠岐諸島（島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島）を除きます。）、鳥取県、岡山 県、山口県（見島を除きます。）、広島県

第2条 電気供給取次約款および料金の変更

- (1) 中国電力ネットワーク株式会社の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社はこの約款および電力売買契約に定める料金を変更することがあります。この場合には、あらかじめ需給契約者に変更後の内容をお知らせし、需給契約者から異議の申し出がないときは、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給取次約款および料金によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件および電力売買契約に定める料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給取次約款および料金によります。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

- (1) **高圧** 標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) **特別高圧** 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) **契約電力** 需給契約者が契約上使用できる最大電力をいいます。
- (4) **常時供給電力** 需給契約者に常時供給する電気をいいます。
- (5) **予備電力** 需給契約者の常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電気をいい、以下の2種類があります。
 - イ 予備線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
 - ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合
- (6) **自家発補給電力**

当社が供給する電気と需給契約者が所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、需給契約者が所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に当てるために、当社が需給契約者に供給する電気をいいます。

(7) 臨時電力

需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。

(8) 夏季、その他季、ピーク時間(TOU)、昼間時間、夜間時間

本約款別表1に定める期間および時間をいいます。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税ならびに地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(10) 当該一般送配電事業者

需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい、この約款においては中国電力ネットワーク株式会社をいいます。

(11) 需要場所

電力売買契約において当社と需給契約者との協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給する需給契約者の需要地点をいい、原則として、以下のように取り扱います。

イ 1 構内または1建物を1需要場所といたします。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。

ロ イにかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、当該一般送配電事業者および神楽電力が1需要場所と認める場合、1需要場所とします。

(12) 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい、当該一般送配電事業者の電線路または引込線と需給契約者の電気設備との接続点といたします。

(13) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(14) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の需要者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(15) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(16) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(17) 力率

電気の使用効率をいい、共有した電力に対し有効に使用された割合をいいます。

(18) 最大需要電力

需給契約者の使用された需要電力の最大値であり、当該一般送配電事業者によって設置された30分最大需要電力計により計測された値をいいます。これによりがたい場合、30分毎に計測される電力量の最大値の2倍を用いるものとします。

(19) 契約最大電力

常時供給電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力の和をいいます。

(20) 給電指令

需給契約者の電気の使用について、当該一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(21) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(22) 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）から公表される、翌日取引（卸電力取引所の業務規定に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しに係る送電容量等による制限を受けるものとして、中国エリアにおいて売買取引を行なうものに限りま

(23) 平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合および電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日ま

での期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(24) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下の通りといたします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット（1 kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時（1 kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は1パーセント（1 %）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、途中計算の過程においては、小数点以下第3位を切り捨てます。

第5条 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が提示した契約条件を承諾した上で需給契約者から電力供給の申込みがなされ、かつその申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、電力売買契約の契約期間によります。
 - ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先だって需給契約者または当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第6条 計量に関する取扱い

(1) 計量方法、計量主体

需給契約者が使用する電力量、最大需要電力および力率は、当該一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は30分毎に計測いたします。

なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正した値を用います。ただし、電力売買契約により損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用います。

(2) 計量不能の措置

当該一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、

需給契約者と神楽電力による協議により決定した値とします。

第7条 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 本約款別表2に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、基準燃料価格Dは本約款別表2に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - D \text{円}) \times \text{ハの基準単価} / 1,000$$

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、この約款別表2に定めるものとします。

なお、当社は、年度ごとに基準単価を変更する場合があります。その場合、事前にお知らせいたします。

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(3) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値

x、y = 本約款別表2に定める係数

なお、当社は、年度ごとにxおよびyを変更する場合があります。その場合、事前にお知らせいたします。

また、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値の各単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場価格

基準市場価格Zは本約款別表2に定めるものとします。

なお、当社は、年度ごとに基準市場価格を変更する場合があります。その場合、事前にお知らせいたします。

ハ 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均燃料価格} - Z \text{円}) \times \text{ニの調整係数}$$

ニ 調整係数

調整係数は、本約款別表2に定めるものとします。

なお、当社は、年度ごとに調整係数を変更する場合があります。その場合、事前にお知らせいたします。

ホ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場単価算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ヘ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

託送約款等に定めるところにより、算定された値といたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

託送約款等に定めるところにより、従量制供給の場合の離島基準単価に基づき算定された値といたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

託送約款等に定めるところにより、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用し、託送約款等に定めるところにより算定いたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
------------	-------------

平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(6) 燃料費等調整単価の通知

当社は燃料費等調整単価を当該月の料金請求までに需給契約者に通知するものとします。

第8条 常時供給電力

(1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

イ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合の契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通

じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、需給契約者と当社との協議を踏まえ、神楽電力と当該一般送配電事業者との協議によって定めます。

ロ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (a) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていた需給契約者が新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、当社からの電気の供給に先だつて、需給契約者が同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。
- (b) 受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の次の月以降12月の期間の各月の契約電力は、需給契約者の負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、需給契約者と当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が需給契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (c) 需要場所において使用する負荷設備または受電設備を変更される場合は、あらかじめ需給契約者が当社に申し出るものとします。

なお、イによって契約電力を決定する需給契約者については、以下、「協議制の需給契約者」、ロによって契約電力を決定する需給契約者については、以下、「実量制の需給契約者」といいます。

(2) 料金

常時供給電力の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金を合計したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電力売買契約に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

ロ 電力量料金

電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価および燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

第9条 予備電力

(1) 契約電力

予備電力の契約電力は、原則として常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、需給契約者に特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、需給契約者と当社との協議を踏まえ、神楽電力と当該一般送配電事業者との協議によって定めます。

(2) 料金

予備電力の1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金を合計したものといたします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧の需給契約者において、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3%の損失率で修正したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価は電力売買契約に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から、電力の使用の有無に関わらず以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

ロ 電力量料金

電力量料金は、その月の予備電力の使用電力量につき、需給契約者の常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

第10条 自家発補給電力

(1) 契約電力

イ 自家発補給電力の契約電力は、需給契約者の発電設備容量を基準として決定させていただきます。なお、契約電力は電力売買契約に定めるものとします。

ロ 需給契約者の自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回

った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができます。

(2) 料金

自家発補給電力の1月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計したものといたします。なお、基本料金単価、不使用月係数、電力量料金単価は電力売買契約に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価、力率および不使用月係数から以下の算式により算定される金額といたします。

(a) 自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \\ \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(b) 自家発補給電力不使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \text{不使用月係数}$$

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その条件ごとに定めた電力量料金単価および燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

(3) 定期検査・定期補修の取扱い

需給契約者が実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初に需給契約者と当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の1ヶ月前に再協議してその時期を確認し、需給契約者は実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。

なお、神楽電力または当該一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期について需給契約者と協議させていただきます。

(4) 自家発補給電力の使用

イ 使用の通知

需給契約者が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに当社に通知するものとします。

ロ 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制の需給契約者の最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は、イにかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

(5) 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は次のイ、ロによる場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その1月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値といたします。

イ 協議制の需給契約者について、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)～(c)によるものとします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力

＝総需要の最大需要電力－常時供給電力の契約電力

(b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力＝自家発補給電力の契約電力

(c) 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力

＝総需要の最大需要電力×自家発補給電力の契約電力

÷(常時供給電力の契約電力＋自家発補給電力の契約電力)

ロ 実量制の需給契約者について、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

(6) 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次のイ～ロにより算定するものとします。

イ 自家発補給電力の使用電力量＝自家発補給電力の使用時間中の使用電力量

－(基準電力×自家発補給電力の使用時間)

自家発補給電力を適用する使用電力量は、自家発補給電力使用期間中の各計量時間（30分）ごとに、基準電力に計量時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値を合計したものとします。なお、基準電力は、原則としてあらかじめ需給契約者と当社との協議で定めた以下(a)～(c)によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不相当と認められる場合は、別途両者による協議で定めるものとします。

(a) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(b) 自家発補給電力使用の前3ヶ月間における常時供給分の平均電力

(c) 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力

ロ 上記イにおいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものとします。なお、超過分は常時供給分により使用されたものとして扱います。

(7) その他

イ 需給契約者は、当社に対し、必要に応じて電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ロ 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。

第11条 契約超過金

(1) 常時供給電力および自家発補給電力

契約超過金は、常時供給電力および自家発補給電力の最大需要電力が常時供給電力および自家発補給電力の契約電力を超過した場合、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれに適用するものとし、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \\ \times (1.85 - \text{力率} / 100) \times 1.5$$

(2) 予備電力

予備電力の契約超過金は、予備電力の最大需要電力が予備電力の契約電力を超過した場合、予備電力に適用するものとし、以下の算式により算定される金額といたします。ただし予備電力の超過において、予備電力の契約電力が常時供給電力の契約電力と同じ値の場合は除きます。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \times 1.5$$

第12条 電気料金の算定および支払条件

(1) 電気料金

電気料金は、第8条（常時供給電力）(2)、第9条（予備電力）(2)、第10条（自家発補給電力）(2)および第11条（契約超過金）にて算定した料金の合計金額とします。

(2) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、原則として前月の計量日（当社があらかじめ需給契約者にお知らせする電力量または最大需要電力が計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または本契約が消滅した場合

ロ 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合で双方が月の途中で契約電力等を変更することに合意した場合

(3) 日割計算

当社は、上記(2)イ、ロに定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定いたします。

イ 基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{該当月の日数})$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および本契約の解約日を除きます。なお、停止日、解約日とは、本契約に従って当社が需給契約者に電気を供給する最終日の翌日といたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 支払方法

電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、需給契約者には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。

1. イ 需給契約者が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、支払期日は、支払義務が発生した日の属する月の翌月の27日といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。また、需給契約者が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社による立替払いにより、当社が

指定した金融機関等を通じて毎月継続して料金を払い込む方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ 需給契約者が当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより電気料金を支払われる場合には、支払いに要する費用は需給契約者に負担していただきます。

なお、実量制の需給契約者については、原則イによって電気料金を支払っていただきます。ただし、需給契約者または当社の事情によりイによる支払いが出来ない場合は、ロによって電気料金を支払っていただきます。

(5) 請求書の送付

当社は、需給契約者から当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金等の内訳をつけた請求書を、翌月の15日までにお客さまに送付いたします。

(6) 支払期日

上記(4)イの場合、需給契約者の電気料金は、事前に設定した振替日（以下、「支払期日」といいます。）に当社に支払っていただきます。

上記(4)ロの場合、需給契約者の電気料金は、当社から送付された請求書に記載の支払日（以下、「支払期日」といいます。）までに、当社に支払っていただきます。ただし、支払日が金融機関等の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

当社に対する支払いは、上記(4)イの場合は電気料金が需給契約者の指定する口座から引き落とされたとき、または、上記(4)ロの場合は当社の指定した金融機関等に払い込まれたときに履行されたものといたします。

ただし、上記(4)イにおいて、需給契約者の都合により需給契約者の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、支払期日から15日以内に当社の指定した金融機関を通じて払い込みにより電気料金をお支払いいただきます（支払期日の15日後の日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。）。なお、この場合の支払いに要する費用は需給契約者に負担していただきます。

(7) 支払い遅延の際の措置

支払いの義務を有する需給契約者が電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息を需給契約者に申し受けます。

(8) 支払過誤の場合の措置

当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なく需給契約者にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

(9) 異議申立ての期間と対処方法

当社が需給契約者に提示する請求書の内容に関する異議がある場合には、需給契約者は当該請求書を受領してから5日以内に当社に対して異議申し立てをすることがで

きます。当該異議申し立てを受けた当社は、5日以内に回答を行い、または両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うことといたします。なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、両当事者の合意により上記(6)に定める支払期日を変更することができます。上記(6)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

第13条 保証金

(1) 保証金の設定

当社は、需給契約者が支払期日を経過してなお電気料金を支払わない場合、電気の供給継続の条件として、需給契約者から予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 保証金の預かり期間

(1)に定める保証金について、当社の預かり期間は2年以内といたします。

(3) 支払額への充当

当社は、需給契約者が第12条（電気料金の算定および支払条件）(6)に定める支払期日を経過してなお電気料金を支払われない場合、第17条（契約の変更または解約）および第18条（工事費等の負担）に伴う需給契約者から当社への支払いが生じた場合ならびに第19条（損害賠償）に伴う当社から需給契約者への賠償請求が発生した場合には、保証金およびその利息をこれらの支払額に充当することができるものといたします。

(4) 保証金の返還

本契約が解約された場合、保証金の預かり期間満了前であっても、当社は当該保証金を需給契約者に返還いたします。ただし、当該保証金には利息はつきません。また、上記(3)により支払額に充当した場合は、その残額を返還いたします。

第14条 需給契約者の協力

(1) 力率の保持

イ 需要場所の負荷の力率は、原則として85 %以上に保持していただきます。

ロ 技術上必要がある場合、当社は需給契約者に対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

(2) 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および当該一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、需給契約者の承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需給契約者は当社および神楽電力および当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

(3) 電気の使用に伴う需給契約者の協力

イ 需給契約者の電気の使用が、以下の原因等で他の需給契約者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、需給契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社が需給契約者の負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

- (a) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (b) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (c) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (d) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (e) その他(a), (b), (c)または(d)に準ずる場合

ロ 需給契約者が発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合は、上記イに準ずるものとしたします。また、この場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

(4) 施設場所の提供

イ 需給契約者または当社および神楽電力が、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には、需給契約者の承諾を得てその場所を無償で提供していただきます。

ロ 本契約に基づく供給開始に当たって当社および神楽電力が必要とする計量器、通信設備等の施設に必要な場所を需給契約者は当社および神楽電力に提供することとします。

ハ 本契約に定める需給契約者の希望する常時供給電力、予備電力または自家発補給電力の契約電力の変更により、当該一般送配電事業者から設備の施設場所の提供を求められた場合、需給契約者はその場所を当該一般送配電事業者に提供することとします。

(5) 保安等に対する需給契約者の協力

イ 需給契約者は以下の場合に、当社と当該一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

- (a) 需給契約者が、引込線、計量器等需給契約者の需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- (b) 需給契約者が、需給契約者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備

に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- ロ 需給契約者が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知していただきます。この場合において必要となる内容変更について、当該一般送配電事業者と協議していただきます。
- ハ 必要に応じて供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、需給契約者と当該一般送配電事業者とで協議のうえ、別途申合書等を需給契約者と当該一般送配電事業者の2者間で締結していただきます。
- ニ 供給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負い、神楽電力が所有権を有する電気工作物については神楽電力が保安の責任を負います。

(6) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、需給契約者に対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

第15条 供給の停止

- (1) 需給契約者が以下のいずれかに該当する場合には、当社または当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。**
 - イ 需給契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ 需給契約者が需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 当該一般送配電事業者以外のものが需要場所における当該一般送配電事業者の電線路または引込線と需給契約者の電気設備との接続を行った場合
- (2) 需給契約者が以下のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該一般送配電事業者は電気の供給を停止することがあります。**
 - イ 需給契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 第14条（需給契約者の協力）(2)に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - ニ 第14条（需給契約者の協力）(3)によって必要となる措置を講じない場合
 - ホ 電気工作物の改変等によって不正に発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続された場合
 - ヘ 動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する需要で、付帯電灯以外の電灯（小

型機器を含みます。)によって電気を使用された場合

ト 当該一般送配電事業者の供給設備に接続された発電設備の更新について申込みをされない場合

(3) 需給契約者が以下のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合、特別の事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ 需給契約者が電気料金を支払期日を経過してなお支払わない場合

ロ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

ハ 需給契約者が他の電力売買契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合

(4) 上記(1)から(3)までの場合以外でも、需給契約者が本契約に反した場合には、当社は電気の供給を停止することがあります。

(5) 上記(1)から(2)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の設備または需給契約者の電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じて需給契約者に協力をしていただきます。

(6) 上記(3)から(4)によって電気の供給を停止した場合には、当社は、需給契約者に対する供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じて需給契約者に協力をしていただきます。

第16条 給電指令の際の措置

(1) 当社は、以下の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、または需給契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 当該一般送配電事業者の供給設備（当該一般送配電事業者が使用权を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ロ 当該一般送配電事業者の供給設備（当該一般送配電事業者が使用权を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合

ハ 非常変災の場合

ニ その他保安上必要がある場合

(2) 上記(1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を需給契約者にお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。

第17条 契約の変更または解約

(1) 契約電力の変更

- イ 本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。また、需給契約者が契約電力を超過して電気を使用された場合、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。
- ロ 需給契約者が契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の3ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。
- ハ 前号による契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、需給契約者は需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金（燃料費調整額を含まない金額とします。）と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につき需給契約者が当社に支払った金額および支払うべき金額の総額（複数年契約に関する附則等の割引、燃料費等調整額を含まない金額とします。）との差額を別途当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。なお、臨時電力料金単価は第8条（常時供給電力）(2)、第9条（予備電力）(2)および第10条（自家発補給電力）(2)に定める各料金単価を1.2倍したものといたします。
- ニ 契約電力の変更は、原則として月単位で実施いたします。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
- ホ 実量制の需給契約者における、上記イ、ロ、ハの契約電力増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加といたします。

(2) 契約の解約

- イ 第22条（契約解除）に定める場合を除き、本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から契約期間内には原則として契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
- ロ 次のいずれかに該当する場合は、契約期間中であっても、需給契約者または当社は本契約を解約することができます。
 - (a) 当社が適正契約への改善を求めたにもかかわらず、需給契約者が適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけない場合
 - (b) 需給契約者が本契約の解約を希望する場合
- ハ 需給契約者または当社が本契約の解約を希望する場合には、希望日の3ヶ月前までに相手方にその旨を通知し、相手方の書面での了承を得ていただきます。需給契約者または当社の通知を相手方が認めた場合、需給契約者または当社は申し出た該当月の3ヶ月後の末日を解約日として本契約を解約いたします。ただし、双方が合意

すれば、該当月から3ヶ月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができます。

ニ 前号の解約が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、需給契約者は、需給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金（燃料費等調整額を含まない金額とします。）と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につき需給契約者が当社に支払った金額および支払うべき金額の総額（複数年契約に関する附則等の割引、燃料費等調整額を含まない金額とします。）との差額を当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値といたします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第12条（電気料金の算定および支払条件）(3)に定める日割計算に従って算定いたします。なお、臨時電力料金単価は第8条（常時供給電力）(2)、第9条（予備電力）(2)および第10条（自家発供給電力）(2)に定める各料金単価を1.2倍したものといたします。

ホ 当社は、原則として、上記ハにより定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。

なお、この場合には、必要に応じて需給契約者に協力していただきます。

ヘ 実量制の需給契約者における、上記イ、ロ、ハ、ニの契約電力増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加といたします。

(3) 料金単価の変更

当社は、当該一般送配電事業者の託送供給約款が修正された場合、旧一般電気事業者の電気料金が改定された場合、または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、電力売買契約における新たな料金単価を定めるものとします。

イ 当社は、自らまたは需給契約者からの申し出を受けて、新たな料金単価及びその適用開始予定日（以下、「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を事前に書面で需給契約者に通知します。

ロ 需給契約者と当社は、新たな料金単価及び新料金単価の適用開始日について、新料金単価適用開始予定日の15日前までに決定するものとします。

ハ 上記ロに定める期限までに、需給契約者と当社との間で新たな料金単価および新料金単価の適用開始日について合意ができない場合には、需給契約者又は当社の申し出により、契約の解約ができるものとします。

ニ 上記イの当社の通知に対して需給契約者が異議を申し立てない場合や、上記ハにより契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日より、上記イにおいて当社から通知した新たな料金単価を適用するものとします。

第18条 工事費等の負担

(1) 供給開始に伴う工事費等負担

- イ 本契約に基づく供給開始に当たって、神楽電力が当該一般送配電事業者から需給契約者にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者にその工事費等を負担していただきます。
- ロ 当該一般送配電事業者が神楽電力の負担で調整装置または保護装置の施設を求め、または当該一般送配電事業者が神楽電力の負担で供給設備を変更あるいは専用供給設備の施設を行う場合、需給契約者がその費用負担を行うこととします。

(2) 契約変更に伴う工事費等負担

需給契約者の契約電力の変更により、神楽電力が当該一般送配電事業者から料金、工事費の精算を求められた場合、あるいは神楽電力が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者にその工事費等を負担していただきます。

(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担

需給契約者が当該一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を当該一般送配電事業者に依頼し、神楽電力が当該一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者にその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約変更を解約または更に変更する場合の工事費等負担

需給契約者の都合により一旦契約電力を変更した上で、更に需給契約者の都合により途中で当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、神楽電力が当該一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者にその工事費等を負担していただきます。

(5) その他の工事費等負担

その他需給契約者の都合に基づく事情により神楽電力が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者にその工事費等を負担していただきます。

(6) 工事費等の費用負担の申し受け

当社は、需給契約者にて負担していただく上記(1)から(5)の工事費等の費用を、原則として工事等の準備着手前に申し受けます。また申し受けた工事費等の費用は、工事等完成後すみやかに精算するものといたします。

第19条 損害賠償

(1) 損害賠償

- イ 当社の故意または過失によって、供給停止、給電指令、供給開始遅延が生じた場合、供給開始に至らないで本契約を廃止または変更する場合には、当社は需給契約者に対してその賠償責任を負います。当社は、当該一般送配電事業者の責めに帰す

べき事由により被った需給契約者の損害につき責任を負わないこととします。

- ロ 需給契約者の故意または過失によって、供給停止、給電指令、供給開始遅延が生じた場合、供給開始に至らないで本契約を廃止または変更する場合、需要場所における漏電等の原因により当社および神楽電力が損害を受けた場合には、需給契約者に当社および神楽電力の損害につき賠償責任を負っていただきます。
- ハ 需給契約者が電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社は需給契約者に対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けることができます。免れた金額とは、電力売買契約およびこの約款に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間とします。

(2) 損害賠償の免責

- イ 第15条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、または第17条（契約の変更または解約）もしくは第22条（契約解除）によって本契約が解約された場合もしくは本契約が消滅した場合には、当社は需給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ロ 第16条（給電指令の際の措置）(1)によって電気の供給を中止し、または、電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は需給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ハ 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は需給契約者が漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 設備の賠償責任

- イ 需給契約者が故意または過失によって、当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことで神楽電力が当該一般送配電事業者から損害請求を受けた場合は、需給契約者は当該一般送配電事業者の請求する金額を神楽電力に賠償することとします。
- ロ 需給契約者が故意または過失によって、神楽電力が需給契約者の需要場所内に設置する電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、神楽電力に損害賠償することとします。

第20条 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

需給契約者および当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- イ 地震等の天災地変が起きた場合
- ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

- イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、需給契約者または当社は本契約の一部または全部を解約することができます。
- ロ 解約に伴う損害は需給契約者、当社共に賠償責任を負わないこととします。

第21条 契約不履行

需給契約者および当社は本契約の義務が履行されず、相手方に対し書面による履行催促を行った後、すみやかに催促を受けた側が本契約の義務を履行しない場合、契約不履行とみなします。

第22条 契約解除

需給契約者および当社は、相手方が以下の場合、または以下の状況に陥るおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができます。

- イ 電力売買契約またはこの約款の不履行の場合
- ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
- ハ 支払停止の状態に陥った場合
- ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合。
- ホ この約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

第23条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、当社が定める裁判所を第一の専属的合意管轄裁判所といたします。

第24条 連絡体制

需給契約者と当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

第25条 守秘義務

本契約および本契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約の締結にかかわる相手方の書面による承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者に情報提示が必要なものは、守秘義務規定から除外するものとします。

第26条 契約終了後の取扱い

この約款は、別途定める電力売買契約に付随し、電力売買契約の終了をもって解約となります。ただし、本契約に基づく料金支払義務その他の債権債務および第25条（守秘義務）に関連する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

第27条 暴力団排除に関する条項

- (1) 需給契約者および当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) 需給契約者および当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - イ 暴力団員等が経営を支配し又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (3) 需給契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - ホ その他、上記に準ずる行為。
- (4) 需給契約者および当社は、相手方が上記(2)および(3)のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (5) 需給契約者および当社は、上記(4)に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

附則

第1条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) 電気料金

電気料金は第12条（電気料金の算定および支払条件）(1)の規定にかかわらず、当分の間、第12条（電気料金の算定および支払条件）(1)の規定によって電気料金として算定された金額に、次のニによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしがい、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の常時供給電力、予備電力、および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量といたします。

ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハに定めるその1月の使用電力量に、上記イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係る需給契約者の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしがい、上記ニにかかわらず、上記ニによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、需給契約者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは

は第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

(2) 支払い遅延の際の措置

当社は、第12条（電気料金の算定および支払条件）(7)にかかわらず、その算定の対象となる請求料金から、次のイおよびロを差し引いた金額に対し、年10パーセントの延滞利息を需給契約者に申し受けます。

イ 消費税等相当額より次のハの算式で算定された、再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額

＝再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率／（1＋消費税等の税率）

なお、消費税等相当額ならびに上記ハおよびニの算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

別表1

時間帯別区分

供給区域		中国
項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
<TOU> ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク (TOU)	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、 5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、 5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および ピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

*祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

別表2

燃料費等調整単価算出係数等

供給区域		中国	
項 目		値	
燃料費 調整単価	換算係数	α	0.0406
		β	0.0982
		γ	1.2015
	基準燃料価格	D	41,900円
	基準単価	特別高圧	0.174円
		高圧	0.177円
市場価格 調整単価	換算係数	x	0.4861
		y	0.5139
	基準市場価格	Z	9.45円
	調整係数	特別高圧	0.259円
		高圧	0.265円
離島ユニバーサル サービス調整単価	離島換算係数	α	1.0000
		β	0.0000
		γ	0.0000
	離島基準燃料価格	-	79,300円
	離島基準単価	特別高圧	0.001円
		高圧	0.001円

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。